

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

ちょっと待った! そのネット注文 “定期購入”かも

【事例】

「初回限定〇〇%オフ」「いつでも解約可能」という広告を見て化粧品を購入したら、定期購入になっていた。解約したいが、業者と連絡が取れない。



【トラブルにあわないために】

- ▼通信販売は「クーリングオフ制度」が適用になりません。注文する際は定期購入が条件になっていないか、解約・返品ができるかなど確認しましょう
- ▼最終確認画面は大切な情報が記載されています。画面をスクロールして最後まで確認しましょう。また、画面をスクリーンショットで保存しておきましょう
- ▼困ったときは一人で悩まず、消費生活センターへご相談ください

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 **要予約**

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです
とき＝6月6日☎13:30～16:30
ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先＝同センター（☎28-9110）
※6月5日☎15:30までに予約してください